

令和8年度益城町にぎわい活性化補助金に関するQ&A

【全般について】

Q1 どのような内容の補助金ですか。

A1 本補助金は3つの事業に分かれています。

(1) にぎわい活性化事業/中心市街地活性化事業

町内で実施する益城町のにぎわいに寄与する取組を行うこと

(2) 展示会等出展参加PR事業

県外で開催される広く一般に公開された、販路拡大を目的として行う展示会・見本市等への参加すること

(3) 特産品開発事業

益城町の特産品を開発又は改良し、新しく商品化すること

※特産品開発事業については、補助対象期間内に以下を満たすことが必要です。

①販売時に益城町特産品マークをパッケージ又はデザイン内に付与すること。

②特産品を益城町ふるさと納税返礼品へ登録すること。

Q2 どのような人が対象になりますか。

A2 (1) にぎわい活性化事業/中心市街地活性化事業

- 町内で行う事業であること。
- 申請者は個人、法人又は団体であること。
※申請者が町外に居住している場合でも構いません。
- 法人及び団体においては、定款、規約または規則等の組織運営に関する定めを有していること。
- 継続的に活動を行うことができること。
- 申請者は、町税に滞納がないこと。
- 事業を行うにあたり、必要な許認可を受けること。
- 事業を行うにあたり、国、県等の公的な支援を受けていないこと。
- 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できること。
- 事業について、広く周知を行うこと。

(2) 展示会等出展参加PR事業

- 町内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する法人又は町内の個人事業主であること。
- 申請者は、町税に滞納がないこと。
- 事業を行うにあたり、必要な許認可を受けること。

- 事業を行うにあたり、国、県等の公的な支援を受けていないこと。
- 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できること。

(3) 特産品開発事業

- 申請者は次のいずれかに該当すること。
 - ①町内に本社又は主たる事業所若しくは工場を有する法人又は町内に住所を有する個人若しくは町内において組織された団体であること。
 - ②益城町農産物を主な原料として新たな特産品を開発又は改良する町外の個人、法人又は団体であること。
- 法人及び団体においては、定款、規約または規則等の組織運営に関する定めを有していること。
- 申請者が町内に住所を有する場合、町税を滞納していないこと。
- 事業を行うにあたり、必要な許認可を受けること。
- 事業を完了できると認められる事業実績があること。
- 事業を行うにあたり、国、県等の公的な支援を受けていないこと。
- 補助金に係る活動の透明性及びその活動の活動周知のため、活動内容等の公表に賛同できること。
- 完成した特産品を広く周知を行うこと。

Q3 にぎわい活性化事業の申請を検討している個人です。町外に住所がありますが、事業は益城町内で行おうと考えています。補助対象になりますか。

A3 対象です。にぎわい活性化事業については、町内のにぎわいづくりに寄与する取組を補助する制度です。申請者の住所、拠点等は問いません。

Q4 にぎわい活性化事業及び特産品開発事業は広く周知が必要とありますが、具体的にどのように周知をすればよいでしょうか。

A4 まずは、町の広報媒体（広報ましき・益城町のホームページ・町公式 SNS など）に補助対象とする事業（補助対象期間内に複数回開催の場合は全て）の掲載依頼をしていただくことが必要です。町産業振興課商工観光係（096-289-8307）まで広報掲載依頼をお願いします。事業実施前に、町広報媒体のいずれにも掲載がない場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。また、申請しようとする個人等が既に活用している SNS 等での周知も、併せてお願いします。SNS を活用していない場合は、チラシの配布やポスター掲示などで広く周知を行ってください。

なお、チラシやポスターを作成する場合、本補助金を活用している旨の記載をお願いします。（例：本イベントは益城町にぎわい活性化補助金を活用しています。）

【交付申請について】

Q5 にぎわい活性化事業の申請を検討している個人です。定款、規約などの定めはありませんが、申請はできますか。

A5 個人については、定款、規約などの提出は不要です。本人確認ができるもの（運転免許証等の写し）をご提出ください。

Q6 にぎわい活性化事業の申請を検討しています。収支予算書と併せて対象経費の見積書等の提出は必要ですか。

A6 見積書の提出は不要です。

Q7 展示会等出展参加 PR 事業の申請を検討している法人です。登記事項証明書は写しで構いませんか。

A7 写しで構いません。提出された書類についてはお返しできませんので、ご注意ください。

Q8 申請書の書き方がわかりません。

A8 町産業振興課商工観光係（096-289-8307）までご連絡をお願いします。
ただし、本補助金は審査が行われます。したがって交付申請の時点では、あくまで一般的なことしかお答えできません。申請書のお手伝い等はできかねます。

【補助対象経費について】

Q9 消費税は、補助対象経費に含まれますか。

A9 消費税は、補助対象外経費となります。収支予算書又は収支決算書を作成の際は、対象経費の欄を税抜き価格での記載をお願いいたします。

Q10 講師等の移動手段は自家用車になります。旅費としてガソリン代を支給した場合、補助の対象となりますか。

A10 旅費の対象は、飛行機や新幹線など領収書が発行可能な公共交通機関のみとなります。タクシーや自家用車は対象外です。実績報告の際は、講師等が受領した移動手段にかかる領収書の写し及び申請者が講師等に旅費を支払ったことがわかるもの（講師等から申請者へ発行した領収書など）の提出が必要になります。

Q11 交付決定日より前に支払ったものは、補助対象ですか。

A11 対象外です。購入やお支払いなどは交付決定日以降にお願いします。

Q12 にぎわい活性化事業の申請を検討しています。収支予算書の支出が以下のとおりになります。補助金額はいくらになりますか。

(例)

項 目	予 算 額
報 償 費	300,000 円
旅 費	100,000 円
広 報 費	250,000 円
使用料及び賃借料	100,000 円
合 計	750,000 円

A12 にぎわい活性化事業・中心市街地活性化事業の「謝金、旅費及び景品代」については、補助対象経費合計の20%以内が対象になります。本ケースの場合の報償費の補助対象上限は、750,000 円の20%なので、150,000 円となります。

したがって、補助対象経費合計は600,000 円となり、

(※750,000 円 - (300,000 円 - 150,000 円) = 600,000 円)

補助金額は、400,000 円となります。

(※600,000 円 × 2/3 = 400,000 円)

補助金額に、1,000 円未満の端数が出た場合は、切り捨てになります。

Q13 にぎわい活性化事業の申請を検討しています。事業で使用する備品を購入予定ですが、補助対象ですか。

A13 備品については補助対象外です。

Q14 にぎわい活性化事業の申請を検討しています。消耗品は対象ですか。

A14 消耗品は対象となります。1 件あたり3万円未満（消費税抜き）になります。また、実績報告の際は、購入した消耗品の写真の提出が必要になりますので、使用前に写真撮影をお願いいたします。

Q15 にぎわい活性化事業の申請を検討しています。景品代として、図書カードを購入しようと考えています。補助対象ですか。

A15 賞金、金券等は補助対象外です。また、景品代については、単価1万円以下（消費税を除く。）とし、補助対象経費合計の20%以内が補助対象になります。

Q16 展示会等出展参加 PR 事業の申請を検討しています。交通費や宿泊に係る費用は補助対象ですか。

A16 補助対象外です。展示会等出展参加 PR 事業は、旅費は補助対象外となります。

Q17 展示会等出展参加 PR 事業の申請を検討しています。出展の際、試食スペースを設けようと思います。試食の際、使用するスプーンやお皿などの消耗品は補助対象ですか。

A17 消耗品は補助対象外です。

Q18 展示会等出展参加 PR 事業の申請を検討しています。展示用の物品は自分で運搬します。この場合の交通費は補助対象ですか。

A18 補助対象外です。外部に運搬を委託した際の費用については補助対象です。

Q19 特産品開発事業に申請を検討しています。試作品を作成するときの材料の購入費は補助対象ですか。

A19 補助対象です。ただし、販売品の材料購入費は補助対象外になります。

Q20 特産品開発事業に申請を検討しています。試作品を作成するために必要な備品を購入予定ですが、補助対象ですか。

A20 補助対象です。ただし、3万円以上50万円未満（消費税を除く）の備品が対象になります。また、実績報告の際は、購入した備品の写真の提出も必要になります。

Q21 特産品開発事業に申請を検討しています。販売品のパッケージの印刷費用は補助対象ですか。

A21 補助対象外です。ただし、試作品のパッケージやラベルなどの印刷費用は対象になります。

【変更申請について】

Q22 総事業費（補助対象経費合計）が60万円で、町の交付決定額が40万円でした。しかし、思ったより経費が掛かってしまい、総事業費が75万円に上がってしまいそうです。変更申請を行えば、補助上限50万円まで補助を受け取ることは可能でしょうか。

A22 交付決定額を上回る額を補助することはできません。実績報告では、かかった経費の領収書等を提出してもらいますが、補助金額は、あくまで交付決定額（本ケースの場合は、40万円）までとなります。変更申請も不要です。

なお、交付申請時よりかかった経費が減額した場合は、減額した金額が補助対象経費になります。変更申請は不要です。

Q23 にぎわい活性化事業の交付決定を受けました。交付申請時に、申請した収支予算書の支出を以下のように変更したいです。変更申請は必要でしょうか。

(例)

項 目	予 算 額 (変更前)	予 算 額 (変更後)
報 償 費	150,000 円	150,000 円
旅 費	100,000 円	100,000 円
広 報 費	200,000 円	0 円
使用料及び賃借料	300,000 円	500,000 円
合 計	750,000 円	750,000 円

A23 必要です。交付申請時に提出した予算書の、支出の項目間の配分に変更がある場合は変更申請が必要になります。中心市街地活性化事業、展示会等出展参加 PR 事業及び特産品開発事業についても同様です。

【実績報告について】

Q24 領収書ではなく、請求書の提出でよいですか。

A24 提出は支払いされたことがわかるもの（領収書等）の写しをお願いします。請求書及び納品書では対応できません。

なお、領収書は申請者（団体の場合は団体名もしくは代表者名）宛てのもののご提出をお願いいたします。

Q25 クレジット決済を行い、領収書がありません。

A25 クレジット売上票や利用明細書など、申請者が、いつ・どこに・いくら支払ったかなどがわかるものの写しを提出してください。併せて請求書等の提出もお願いします。請求書などとクレジット売上票や利用明細書などの内容が一致するか確認をいたします。なお、クレジット決済による引き落としは、その全額を実績報告提出時点で完了しておく必要があります。

Q26 領収書に宛名がありません。

A26 領収書には、必ず宛名に申請者名（団体の場合は団体名もしくは代表者名）が必要です。

Q27 かかった経費は 10 万円でしたが、ポイントを 6 万円分使用しました。

A27 本ケースの場合の補助対象経費は、10 万円ではなく、ポイント使用分を差し引いた 4 万円（10 万円-6 万円）になります。実績報告の際、ポイントを使用し、実際にいくら支払ったか、わかるものの提出が必要になります。

Q28 にぎわい活性化事業の交付決定を受け、事業を完了させ、実績報告を作成中です。事業報告書（別記第9号様式）と併せて、別に写真など事業開催の様子をまとめた資料をつけたいです。

A28 問題ありません。開催した事業内容がわかるよう工夫をお願いします。

Q29 領収書が大量にあるのですが、どのように整理して提出するとよいでしょうか。

A29 A4 の用紙に複数枚貼り付けるなどして、可能な限り支出項目ごとの整理をお願いします。

【請求について】

Q30 事業を実施するにあたり、事前に補助金をいただくことはできますか。

A30 交付決定額の8割を上限として、概算払請求を行うことができます。
ただし、交付確定額が概算払済額を下回る場合、差額の返還が必要です。

【お問合せ】

◎益城町役場産業振興課商工観光係

電話：096-289-8307

Fax：096-286-4523

メール：syoukou@town.mashiki.lg.jp

補助金HP：<https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0033862/index.html>

